平成２５年（フ）第４０３号
千葉県柏市根戸467番地48　ウインズコーポ１―203号
債務者　川島詔八郎
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０８号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目１番43号
債務者　青柳　正栄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１１号
千葉県船橋市南三咲３丁目22番15―212号
債務者　佐々木きよ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２５号
千葉県柏市藤ケ谷588番地３
債務者　佐々木紀子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３２号
千葉県柏市酒井根２丁目15番21号　ハイム松ノ木Ａ―103号
債務者　阿部　友洋
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３３号
千葉県柏市酒井根２丁目15番21号　ハイム松ノ木Ａ―103号
債務者　阿部　美里（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２２９号
愛知県半田市大松町１丁目29番地　コーポ大松303号室、住民票上の住所大阪府貝塚市津田南町11番15号
債務者　柏木　貴之
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５２号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅73号棟602号
債務者　岩佐　聖和
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2732番地３
債務者　大関　正子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９７０号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘８棟105号
債務者　田中　清之
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６２号
名古屋市中川区横前町63番地　キャッスル横前202号
債務者　鈴木　裕道
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３９号
名古屋市中川区横前町63番地　キャッスル横前201号
債務者　鈴木みつ子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３００号
名古屋市天白区平針１丁目914番地　アーバンドゥエル平針団地１号棟302号室
債務者　山田　義彦
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
青森市佃１丁目11番10号２階
債務者　福士　和子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
青森市大字八ツ役字芦谷164番地３
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
青森市中央３丁目20番21号、住民票上の住所青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川42番地１
債務者　工藤かほる
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川42番地１
債務者　工藤寝具店こと　工藤　繁昌
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係